

君津地域における周遊促進・滞在時間延長に向けた情報発信業務

企画提案仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県が委託する「君津地域における周遊促進・滞在時間延長に向けた情報発信業務」の企画提案募集において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は、受託候補者と協議の上、委託者が作成する。

2 業務の目的と背景

(1) 目的

君津地域4市の観光スポットを掲載した『千葉内房ドライブマップ（以下「ドライブマップ」という）』を活用して広域周遊モデルルートを作成し、滞在時間の延長及び広域周遊により、地域全体における渋滞緩和や消費拡大を図る。

(2) 背景

木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市（以下、「君津地域」という。）は東京湾アクアラインの開通、更には平成 21 年に社会実験として開始された通行料金の引き下げにより、東京・神奈川方面からのアクセスが向上したことや、大規模商業施設の立地が進んだことなどから、多くの観光客が訪れている。

一方、東京湾アクアラインは休日の特定の時間帯を中心に激しい交通混雑が発生し、その混雑を回避するため、君津地域を訪れた観光客等がより早い時間帯で帰宅する傾向が生じている。

このため、令和4年度に『東京湾アクアライン周辺の交通円滑化及び地域活性化施策検討業務』として、混雑状況や観光客の実態把握・分析等を行ったところ、君津地域を訪れる観光客は、夫婦・カップル・ファミリー層が中心であること、県外からの観光客のうち、東京都・神奈川県からの来訪者が7割以上を占めていること、東京湾アクアラインの着岸地周辺に滞在人数が集中していること等が判明した。

この分析結果を踏まえ、東京湾アクアライン及び周辺地域の交通分散化による混雑緩和と観光客の周遊・滞在時間延長による地域活性化を目的として、18時以降も楽しめるナイトタイムコンテンツの情報や東京湾アクアラインの混雑情報などを掲載するドライブマップを作成した。

ドライブマップについては地域での継続的な事業展開を目指し、令和7年4月から「アクアラインイースト観光連盟（以下、「連盟」という。）」が管理運営を行っており、観光客の周遊促進等による地域活性化をより一層図っていくため、広域周遊モデルルートを作成を行っていく。

3 委託期間

契約日から令和8年3月20日（金）まで

4 業務内容

本業務では、以下の内容を行うものとする。

本業務のターゲットは首都圏（東京・神奈川・埼玉等）に居住するファミリー層・若年層とする。

業務の実施に当たっては、東京湾アクアラインにおいて令和5年7月から時間帯別料金の社会実験が実施されていることから、社会実験及び本業務の趣旨を踏まえ、相乗的に効果が発揮できるよう内容を検討すること。

なお、本業務の実施に伴い発生する一切の権利は全て委託者に帰属する。

(1) 広域周遊モデルルートの作成

①概要

ドライブマップに掲載された観光施設・飲食店等（以下「施設等」という）を周遊するルートを作成し、地域全体における渋滞緩和や消費拡大を図る。観光客の周遊促進、滞在時間延長に繋げるため、ナイトタイムコンテンツ（18時以降）や、アクアラインが混雑する時間を回避して帰宅する設定としたルートの作成など、東京湾アクアラインにおける交通需要の偏在等の解消に資する内容を包含する。

②応募に係る提案内容（以下ア～ウ）

ア 作成するルートの数（計8ルート以上とすること）

イ 各ルートのテーマ・概要等（ターゲットの誘客に関連するものであること）

ウ 各ルートに含むナイトタイムコンテンツの候補（受託者として選定された際に委託者との協議により決定する）

なお、下記「③作成に係る掲載情報」を踏まえ提案すること。

③作成に係る掲載情報

- ・対象範囲は君津地域全域とし、ルートにはドライブマップに掲載された施設等を含めること。なお、ドライブマップに掲載された施設等以外をルートに含める場合は、別途委託者と協議が必要である。
- ・施設等の情報（名称、写真、住所、紹介文、営業時間、休業日、駐車場、連絡先、URL など）及び移動・滞在の時間を掲載すること。
- ・作成するルートは複数市に跨るものとする（1つのルートが君津地域内4市全てに跨る必要はないが、特定市に偏ることがないようにすること。）。
- ・作成ルート数は8ルート以上とし、ルートには各々テーマを設定すること。
- ・作成するルートには日帰りのルート及び宿泊を伴うルートをそれぞれ1ルート以上作成すること。
- ・季節に関するテーマが設定されたルートを4つ作成すること（春夏秋冬で4つ）。
- ・食事・休憩（土産を買うことを含む）・軽食（宿泊ルートの場合は宿泊を加える。）の場所をルートに入れること。
- ・移動手段は主に車を想定するが、限定はしない。
- ・1年限りのイベントや観光スポットを含んでおらず、次年度以降も引き続き使用できるルートであること。
- ・掲載する施設等の情報（写真、紹介文等）は、原則受託者において作成・収集し、各施設等には事前にルートとして掲載すること、著作権等に関する権利等に係る説明をし、了承を得ること。
- ・施設等の選定にあたっては、君津地域内の市観光担当課・観光協会にヒアリング等を実施（委託者同席）したうえ、受託者において当マップの趣旨に照らし、掲載が必要と考える施設等を選定し、委託者の同意を得ること。

(2) 周知・広報

① 概要

(1) により作成したルート及び千葉内房ドライブマップが広く周知され、周遊促

進等につながるよう、広報活動を行うこととする。

② 応募に係る提案内容

ア 広報活動の具体的内容（動画媒体による広報手段を含むこと。）

（備考：君津地域振興事務所が保有する公式 SNS アカウントは、X とインスタグラムがある。）

イ 効果測定の方法について

③ その他詳細について

広報媒体を使用する人数や回数等が確認できることで、効果測定が行えるような工夫がされるとともに、広報活動には、次年度以降も委託者もしくは連盟が継続できる内容を含むこと。

(3) 既存パンフレットとの統合

① 概要

作成した（1）を、委託者が作成・配布している「君津地域観光ガイドマップ」の内容と統合させる（ガイドマップの修正箇所を、パンフレットの印刷データ（PDF）に反映させるところまでを最低限行うこととする。）。

② 応募に係る提案内容

ア パンフレットの完成イメージを提案することとし、紙媒体のパンフレットを作成した際に、手に取りやすいものとする。

③ その他詳細について

- ・成果を委託者のホームページ等に掲載できるよう記事の材料（写真・テキスト・イラスト等）を作成すること（作成した記事の材料に係る各種知的財産権は委託者に帰属すること）。
- ・本項では電子媒体のパンフレット作成（PDF）までを行うこととしているが、紙媒体のパンフレット作成まで行うことを拒むものではない。もし、事業の中で紙媒体のパンフレット作成まで行う場合は、「(3) 周知・広報」における取組の1つとして提案すること。）。

5 その他

(1) 業務の実施計画

業務スケジュールの概要は以下の表によることとし、詳細なスケジュールについては受託者決定後に委託者と協議するものとする。

項目	令和7年 8月	令和7年 9月	令和7年 10月	令和7年 11月	令和7年 12月	令和8年 1月	令和8年 2月	令和8年 3月
広域周遊モデルルートを作成	→							
周知・広報						→		
既存パンフレットとの統合				→				

また、受託者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、提出すること。業務計画書には、業務概要、実施方針、実施工程、組織計画、打合せ計画、成果品、個人情報・行政情報流出防止対策等について記載するものとする。

(2) 成果物の提出

受託者は、本業務が完了したときは、成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。成果物は電子データにより提出するものとする。なお、電子データは、委託者でも使用できるようなデータ形式で提出すること。